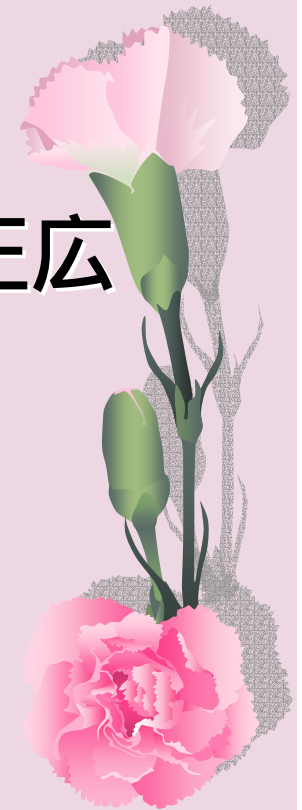


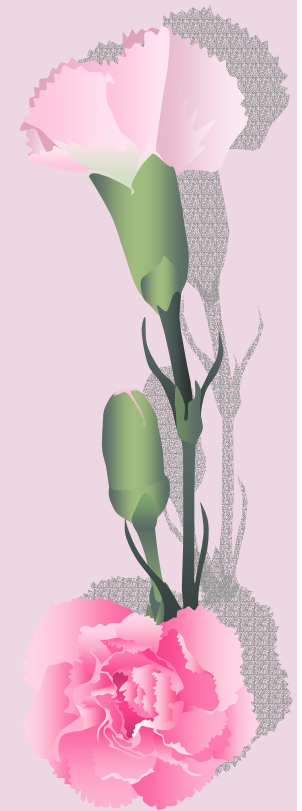
誹謗中傷・違法告発と法的対処の限界

2004.4.9 ~ ユビキタスネット社会実現に
向けた政策懇談会

弁護士 田島正広



1 正当な告発の意義



企業不祥事の告発による発覚事案

近時、自動車のリコール隠し事件や食品の偽装表示事件など、事業者内部の従業者等からの通報を契機として企業不祥事が明らかになる事例が相次いでいる。

事例

- ・三菱自動車(株)リコール隠蔽事件(2000.8)
～30年に渡りリコールの事実を隠蔽し続けた。
- ・雪印食品(株)牛肉原産地偽装表示事件(2002.1)
～豪州産牛肉13.8トンを国産と偽って業界団体に買い取らせた。
- ・ダスキン(株)未承認添加物使用事件(2002.5)
～「ミスタードーナツ」で販売する中国製肉まんに、未承認の酸化防止剤TBHQ(tert-ブチルヒドロキノン)を使用した。廃棄処分済みとの記者会見後にも販売を継続し、輸入業者に多額の「口留め料」に充当する反市民的な献金が行われていたことも報道された。

正当な告発の意義

企業内部・外部への企業内からの告発は、違法・不当な不祥事の隠蔽を阻止し、遵法経営を回復するための重要な契機となる。

数々の告発事案が証明済み。

その法的保護を図ると共に、これを企業内部で積極的に利用することが必要である。



正当な告発の保護 ～ 表現の自由の保障

表現の自由(憲§21) vs. 名誉権(憲§13)

表現の自由の保障

名誉権の保障

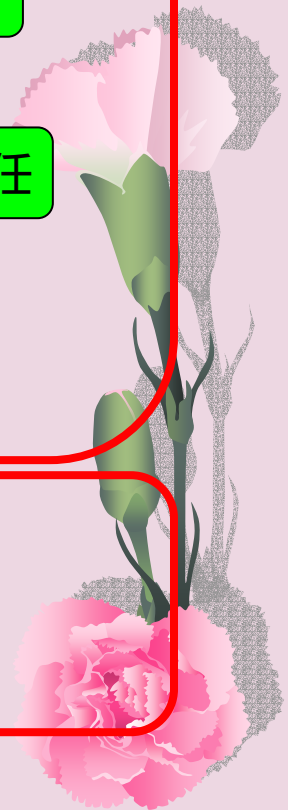
匿名による
表現の
重要性

表現行為の免責の必要性

名誉毀損罪・不法行為責任

名誉毀損の特例(刑§230の2), 真实性・相当性の抗弁

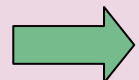
表現の自由(憲§21) vs. 経済的信用(憲§22)



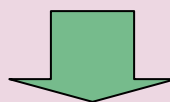
正当な告発の保護 ～ 公益通報者保護制度の確立へ

通報者の法的保護
ex 通報への配慮, 不当な解雇, 不利益扱いの禁止

法的保護の必要性

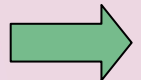


公益通報者保護法制確立の必要性

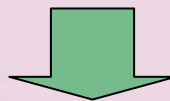


公益通報者保護法案閣議決定(平成16年3月10日)

社内での内部通報制度の必要性



内部通報者保護制度確立の必要性

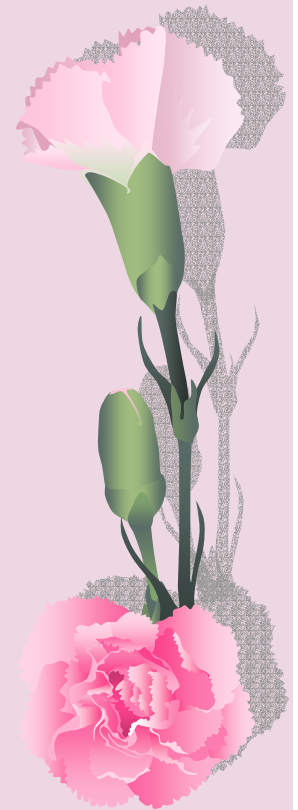


社内コンプライアンス体制の一部として運用すべき

社内での
必要性



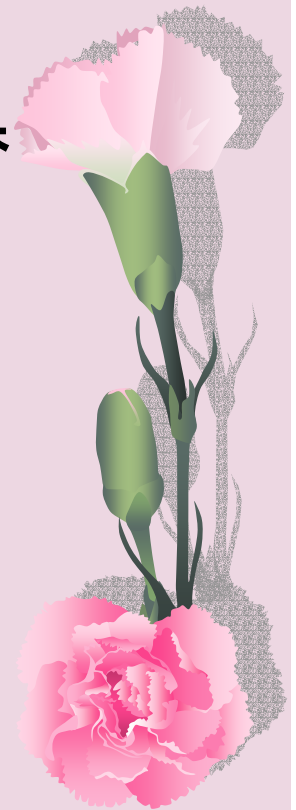
2 正当な告発と違法告発の 分水嶺とは？



表現の自由の限界

【事例】

- ❁ 出版社Yが政治家Xの利権に絡み、これを暴露する記事を掲載した。その内容は一応の取材に基づくものの表現が激越であったため、Xが名誉を既存されたとして、(a)出版禁止の仮処分を求めた。果たしてかかる仮処分は認められるか？
(b)不法行為に基づく損害賠償及び差止を求めた。かかる請求についてはどうか？



人権の衝突と合憲性判定基準

Xの仮処分が認められるためには、Yの表現行為が表現の自由の保障を逸脱した違法なものとして不法行為に該当する必要がある。

・表現の自由

= 人格の自己実現・国民の自己統治に不可欠な重要な人権

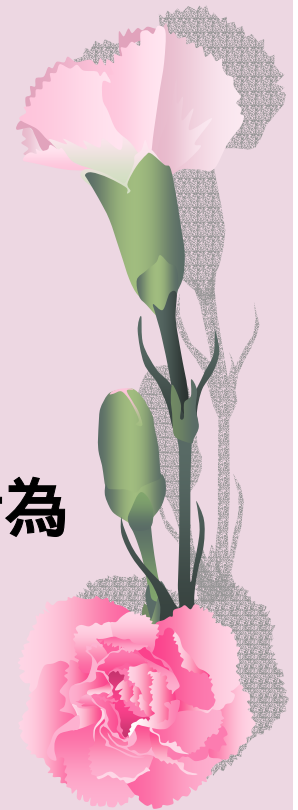
・名誉権・プライバシー権

= 人格価値そのものにまつわる重要な人権



基本的には等価値的な利益衡量によって、その侵害行為が不法行為に該当するかを判断すべきである。


Cf) 公正な論評の法理



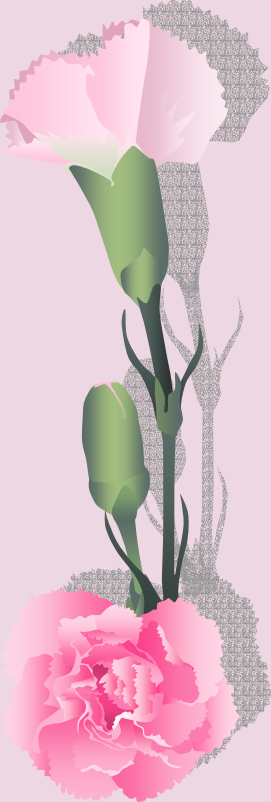
北方ジャーナル事件

(最大判昭和61年6月11日)

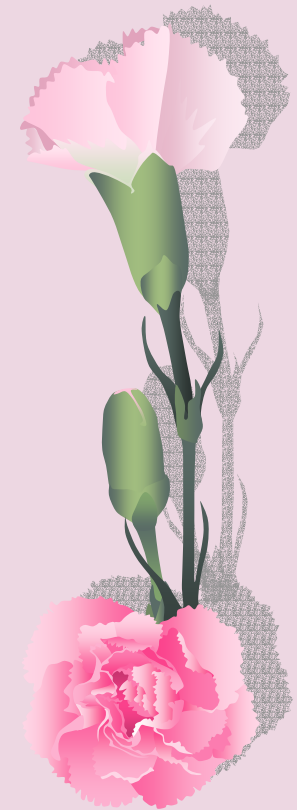
【判旨】

 公務員または公職の候補者に対する評価・批判にかかわる表現行為に対する事前差止は原則として許されないとしつつ、(a)その表現内容が真実ではなく、または(b)それが専ら公益を図る目的でないことが明白であって、かつ被害者が重大かつ著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、例外的に事前差止も許される。

なお、仮処分を行うに当たっては口頭弁論又は債務者審尋を行い、表現行為の真実性などの主張立証の機会を与えることを原則とすべきとする。



3 インターネットにおける 違法告発の実態



正当な告発を装う 名誉・信用毀損事案の存在

多くの正当な内部告発事案が、濫用的な違法告発をしやすい土壌を与えている。

正当な告発の可能性

安易な表現の制限は困難

インターネットにおける匿名性・簡易迅速性・場所的・時間的無限
定性が、違法告発を容易にしている。

事例

- ・日本生命事件(2000)
 - ～日本生命への行政指導を契機に、匿名掲示板「2ちゃんねる」において、根拠を示さない名誉毀損的投稿が頻発した。
- ・2ちゃんねる・動物病院事件(2001)
 - ～「2ちゃんねる」において、某動物病院及び院長に対する根拠を示さない名誉・信用毀損的投稿が頻発した。
- ・錦糸眼科事件(医療法人メディカル・ドラフト会事件)(2002)
 - ～同法人経営の病院に対しヤフー掲示板上で根拠を示さない名誉・信用毀損的投稿がなされた。

“2ちゃんねる”とは？

<http://www.2ch.net/> ~ 書き込み自由の掲示板群からなるサイト

【特徴】

- ・匿名投稿可，発信者情報・IPは画面上には一切表示されず，これをたどる手段は（法的対応を採らない限り）ない。

- ・低俗・差別的な表現が多く見られる。

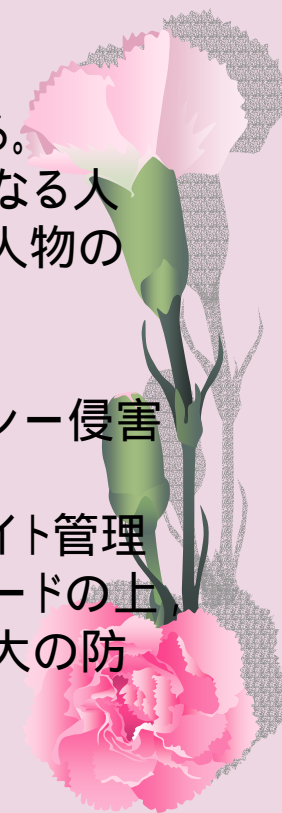
- ・陰湿ないじめ，集団攻撃の多発，特に正義の勘違いによる攻撃が見られる。

悪を滅ぼすための正義の行動であるかに勘違いし，そのためにはいかなる人権侵害があっても構わないという歪んだ価値観の下集団攻撃を行い，その人物の社会的地位や名誉などを奪い去る。

- ・画像情報のリンクによる掲示可

顔写真や場合によってはヌード写真などのやり取りも行われ，プライバシー侵害が横行することとなる。

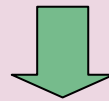
- ・100万PV / 日（自称） いったんアップされた情報は瞬く間に拡散。 サイト管理者が情報を削除しても，既に情報入手している者が別のサイトにアップロードの上，リンクを張るなどの行為がゲリラ的に横行（いわゆるミラーサイト）= 被害拡大の防止困難



2ちゃんねる側の対応

IPを暗号化したIDを掲示することで、送信者情報についての何らかの処理があり得ることを意識させ、特にIPが同じ常時接続の方について、誰からも同一性を認識できるようにしている。

しかし、ログの開示請求に対しては、管理者側は(真偽は不明ながら)そもそもログを保存していないと永らく開き直っていた。

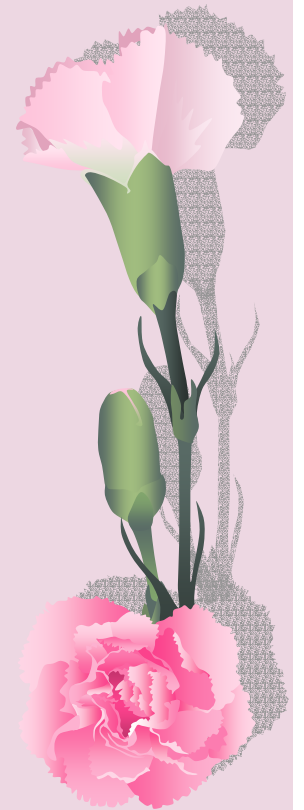


But 近時の対応

近時、名誉毀損訴訟での度重なる敗訴を受けて(動物病院事件等)、2ちゃんねるではIP情報を保存しているとのことである。実際に、弁護士誹謗事件で開示例が伝えられている。



4 法的対処と裁判例



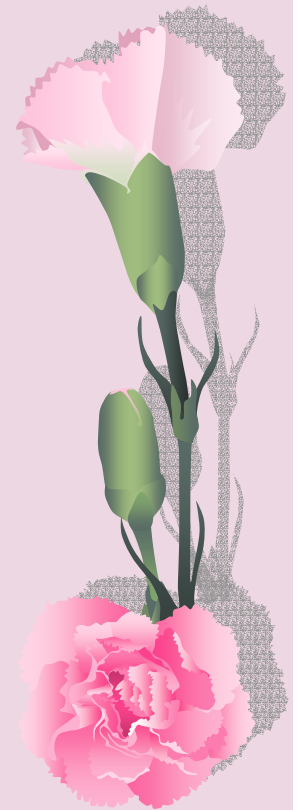
法的対処法

【保 全】

記事掲載禁止ないし削除の仮処分、
ログ保存の仮処分

【本 案】

記事削除請求、損害賠償請求、
発信者情報開示請求



裁判例

～ 記事掲載禁止ないし削除の仮処分

【日本生命事件】

“2ちゃんねる”への日本生命を誹謗中傷する書き込みが同社の名誉を毀損するものとして、同社が2ちゃんねる管理人西村博之に対し記事削除の仮処分を求めた。

・東京地決平成13年8月31日・同庁平成13年(ヨ)1087号事件(記事削除の仮処分決定・判例集未搭載)

「債務者は、債権者に対し、「2ちゃんねる」と題するホームページにおける別紙で示した文言を削除しなければならない」(以下略)

・東京地決平成13年10月10日・同庁平成13年(ヲ)140号(間接強制・判例集未搭載)(中略)

「債務者が本決定送達以降、前項1(1)及び同(2)各記載の債務を履行しないときは、本決定送達の日翌日から履行済みまで、債務者は債権者に対し、1日につき、金20万円の割合による金員を支払え」



【住友海上火災事件】

・「保険契約者保護協会」を名乗る男性が、静岡県の女性の保険契約に関し1億円の保険金を着服したとして住友海上火災保険(当時)を中傷するwebサイトを開設しかかる記事を掲載したことから、住友海上が同記事削除の仮処分を求め、認められた(東京地決平成13年4月24日)。
なお、本案(不法行為に基づく損害賠償請求訴訟)はこれに先立ち第1審は住友海上が勝訴し、被告側が控訴していた。

・インターネット上での公開禁止という包括的な仮処分が認められた。これはプロバイダーないしホスティング業者を代えてゲリラ的にミラーサイトを作る行為を一括して禁じるもので極めて有用かつ合理的であるが、今後もこのような決定がなされるかは不明である。



裁判例

～ 削除及び損害賠償請求訴訟

- (a)ニフティサーブ・現代思想フォーラム事件・第1審判決(東京地判平成9年5月26日・判時1610号22頁)
- (b)都立大学事件第1審判決(東京地判平成11年9月24日・判時1707号139頁)
- (c)ニフティサーブ・現代思想フォーラム事件・第2審判決(東京高判平成13年9月5日・判例集未搭載)
- (d)ニフティサーブ・本と雑誌フォーラム事件・第1審判決(東京地判平成13年8月27日・判例集未搭載)
- (e)2ちゃんねる・動物病院事件・第1審判決(東京地判平成14年6月26日(同庁平成13年(ワ)15125号)・判例集未搭載)
- (f)2ちゃんねる・動物病院事件・控訴審判決(東京高判平成14年12月25日(同庁平成14年(ネ)第4083号)

etc



【裁判例概観】

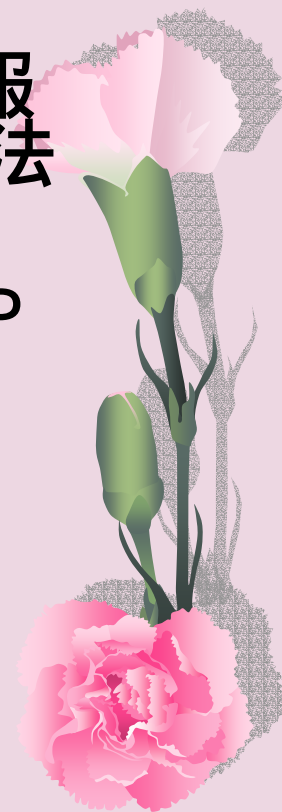
- (1) 誹謗中傷行為自体は、その程度如何によっては比較的広範に不法行為を認定されるが((a)～(c), (e)), 被害者側が対抗言論に及んだ場合は状況を異にする可能性がある((d))。
- (2) サイト管理者などには、法の明文を待たずとも、条理上の削除義務などの作為義務があり、これを懈怠すれば削除義務違反の不法行為が成立し、損害賠償責任が発生する場合がある((a)～(c), (e), (f))。
- (3) しかし、それは管理者にサイト上の一切の言動に関する不断の監視を義務づけるものではなく、むしろ抗議などによって権利侵害が明白となった時点以降の具体的対応が問われる。この点、その具体的事実へのあてはめにおいては、(a)が最も広く削除義務を認め、(b)は最も狭く、(c)はその折衷的なニュアンスとして位置づけることが可能と思われ、結論的にも妥当と思われる。(c)によれば、名誉毀損など権利侵害の存在を知り又は知り得る時点で、技術的に削除が可能なことを前提に管理者に削除義務が課されるところとなる。
- (4) 当該記事の内容が公共性・公益目的・真実性などを備える可能性がある場合には、その立証責任との関連で削除義務の発生の有無が判然としない可能性がある。この点、近時の(e), (f)は誹謗中傷事案が頻発する“2ちゃんねる”に関するものであるが、真実性の抗弁・相当性の抗弁の立証責任を掲示板管理者に負わせている。



発信者情報開示請求と裁判例

【発信者情報開示請求権】

- ❁ 侵害情報の流通による権利侵害が明らかであり、かつ 当該発信者情報が被侵害者の損害賠償請求権行使に必要ななど開示に正当な理由があるときは、被侵害者は発信者情報の開示をISPに求め得る（プロバイダ責任制限法 § 4 ）。
- ❁ 開示に応じないことによる損害については、ISPは故意又は重過失なき限り損害賠償責任を負わない（同条 ）。



(a) 錦糸眼科事件 (メディカル・ドラフト会事件)

(東京地判平成15年3月31日・同庁平成14年(ワ)第11665号事件・確定)

【事案】

- ❁ 医療法人XがY(ヤフー)掲示板上で誹謗を受ける。YはXの求めに応じ、誹謗記事の削除、及び投稿者のメールアドレスの開示に応じたが、Xは投稿がXと対立関係にある医療法人と関連ある会社等から行われた組織的なものであると考えて、これに基づく責任追及のため発信者情報開示を求めた。

【争点】

- ❁ 「発信者」の意義と開示請求の正当理由



【判旨】

🌸 認容。

🌸 すなわち、「『発信者』とは、上記の開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入力した者をいうと定義されているのであるが（同法2条4号）、具体的な事案において、『発信者』が誰であるかを特定する場合には、当該侵害情報を流通過程に置く意思を有していた者が誰かという観点から判断すべきであり、例えば、法人の従業員が業務上送信行為を行った場合には、当該法人が「発信者」に当たるものと解すべきである。…したがって、本件のように、発信者情報開示請求訴訟において、原告（被害者）が既に発信者情報の一部を把握しており、送信行為自体を行った者が特定されているような場合であっても、その余の発信者情報の開示を受けることにより、当該侵害情報を流通過程に置く意思を有していた者、すなわち、当該送信行為自体を行った者以外の「発信者」の存在が明らかになる可能性があるのであるから、原告（被害者）が当該侵害情報の「発信者」を特定し、その者に対して損害賠償請求権を行使するためには、上記の総務省令が定めるすべての発信者情報の開示を受けるべき必要性があるものというべきである。」



(b) 弁護士発信者情報開示請求事件・第1審判決

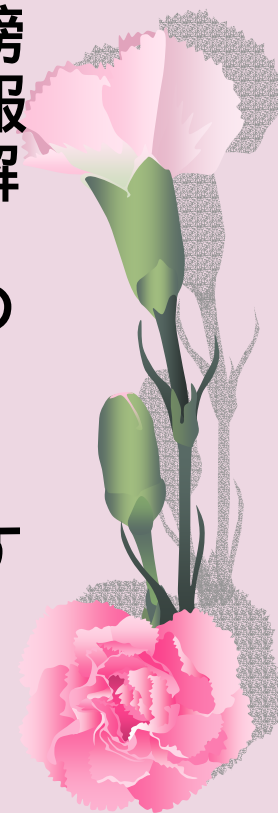
(東京地判平成15年9月17日・同庁平成15年(ワ)第3992号事件)

【事案】

- ❁ 弁護士Xは、別事件で原告代理人として発信者情報開示請求などを行っていたところ、2ちゃんねる上で誹謗中傷を受けた。そこで、その書き込み者の発信者情報の開示等を2ちゃんねる管理人に求めて提訴し、和解によりこれを得て、判明したIPアドレスを付与したインターネット・プロバイダ事業者Yに対してその発信者の氏名・住所などの開示を求めた。

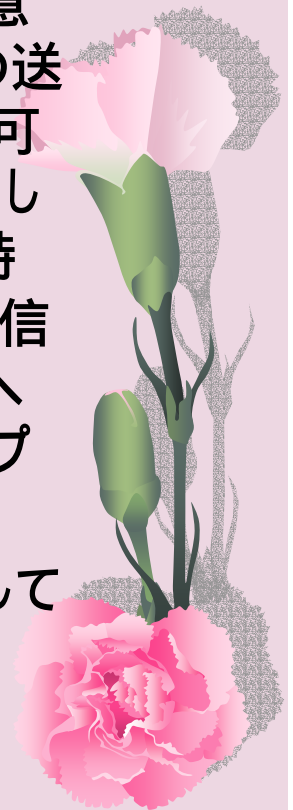
【争点】

- ❁ 経由プロバイダーは「開示関係役務提供者」に該当するか。



【判旨】

- ❁ 経由プロバイダーが「開示関係役務提供者」に該当することを認め、請求認容。
- ❁ すなわち、発信者からウェブサーバへの情報の送信は、それだけでは独立の通信としての意味を有するものではなく、発信者から不特定多数の者へ情報発信を行う過程の不可欠な一部分としてのみ意味を有することを根拠として、発信者からウェブサーバへの情報の送信とウェブサーバから不特定多数の者への情報の送信は一体不可分であり、全体として1個の通信を構成すると考えるべきとした。そして、両者が一体となって構成された1個の通信は、発信者から不特定多数の者に対する情報の送信にほかならないことを理由に、発信者からウェブサーバへの情報の送信は、発信者から不特定多数への情報の送信という「特定電気通信」の一部となると解して、経由プロバイダも「開示関係役務提供者」に該当すると判示した。
Yからの控訴につき、東京高判平成16年1月29日は控訴を棄却している。



発信者情報開示請求の限界

- (1) 経由プロバイダを開示関係役務提供者に含めないと解釈すれば(東京地判平成15年4月24日)、請求権はほぼ無意味になる(ただし、前掲(b))。
- (2) 発信者がネット・カフェから発信している場合、判明するのは当該ネット・カフェのIPと接続日時まで。ネットカフェ側の記録及び協力がなければ最終的に発信者を特定できない。
- (3) 海外のプロキシサーバを経由した発信者については、諸外国との統一条約でも設けない限りは追及が困難。
- (4) 第1次請求(例、掲示板管理者)が長引く場合、発信者情報開示を受けて初めて判明する経由プロバイダへの第2次請求の時点で、ログ情報が削除されてしまっている可能性が高い。



制度的な補完の可能性？

- (1) 一般的なログ保存義務？
- (2) 第1次請求を受けた開示関係役務提供者(と認定される可能性のある者、以下同じ)から第2次請求の対象となる可能性のある経由プロバイダへの通知義務？(さらに第3次請求の対象者がおればその者へ)

cf) notice of claim

- (3) 開示請求ないし前項の通知を受けた開示関係役務提供者の例外的なログ保存義務？

